

送り付け商法

注文を受けた健康食品を送ります
注文を受けたから住所も電話番号も知っているんですよ

頼んだ覚えはないけど…

ある日突然、「注文を受けた商品を代金引換で送ります」との電話が。「注文していない」と断っても「申し込みを受け、あなたの個人情報を知っている」などと説明し、強引に商品を送り付けてきます。

23年度の市への相談状況
件数…………… 17件※
中心年齢層… 70代~80代
※健康食品の送り付け商法
のみの件数

昨年11月以降
「健康食品」の送り付け商法が
急増中!!

知っておきたい対処法

鉄則

注文していないときっぱり断る!

- ◎ **商品を受け取らない** ……………
電話で断ったのに一方的に商品が送られてきたら、受け取りを拒否すること。宅配業者に差出人へ戻すよう伝えましょう。
- ◎ **クーリング・オフ** ……………
断り切れずお金を支払ってしまった場合でも、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ(解約)が可能です(右◇)。

利殖商法(買え買え詐欺)

A社のパンフレットが届いていませんか? それは届いた方が購入できない有望な投資ですもし購入されたら**3倍の価格で買い取りますよ!**

当社の社債を買いませんか?

投資のご案内 A社

A社の社債や未公開株などを、別の業者(B社)を装って「出資金の3倍で買い取る」などと話し、投資するよう仕向けます。しかし、購入後に連絡すると業者は行方をくらまし、買い取ってはもらえません。

23年度の市への相談状況
件数…………… 371件
中心年齢層… 60代~70代

平均購入契約金額
なんと**約766万円!**

知っておきたい対処法

鉄則

甘いもうけ話には絶対乗らない!

- ◎ **安易に信用しない** ……………
複数の会社を装って消費者を信用させる「劇場型勧誘」が増えています。過大な利益を期待させる話は信用せずに、迷った場合は、消費者センター(6◇)に相談しましょう。
- ◎ **お金はほぼ取り戻せない** ……………
高額で買い取る約束が実行された例はないばかりか、投資したお金は、ほぼ取り戻せないのが実情です。

一度だまされた経験のある人は、要注意!

被害者名簿が出回り悪用されている!?

過去にだまされた人が、さらなる被害に遭う例が増えています。悪質事業者の間で被害者名簿が出回っている可能性があり、公的機関や消費者団体を名乗って「集団訴訟で被害額を取り戻せる。弁護士費用を振り込んで」と唆すのです。「過去の損失を取り戻せる」という話には、絶対だまされなさい!

